



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和 7 年 3 月 2 6 日（水）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
地域福祉課	福祉人材係	野田	内線 3448 直通 058-272-8261 FAX 058-278-2651

「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」の対象要件を改正します

県では、歩行が困難な方の外出を支援するため、令和元年 1 1 月より本制度を開始し、対象者に利用いただいているところです。

このたび、より利用いただきやすい制度とするため、下記のとおり、対象要件の一部を改正しますのでお知らせいたします。

記

1 改正内容

対象要件	改正後	改正前
妊産婦等	母子健康手帳取得時から （単胎児）産後 2 年まで （多胎児）産後 3 年まで ただし、産後は乳幼児同伴の場合に限る	母子健康手帳取得時から （単胎児）産後 1 年まで （多胎児）産後 1 年 6 ヶ月まで

2 改正日

令和 7 年 4 月 1 日（火）

3 制度の概要

車椅子使用者用駐車区画に加え、障がいのある方、要介護高齢者、難病患者、妊産婦、けが人など、歩行困難な方が利用できる区画（プラスワン区画）を設置し、これらの駐車区画を利用する方に利用証を交付する制度

4 駐車区画の登録状況

公共施設、商業施設（複合施設、スーパー、ドラッグストア、ホームセンター等）、病院、銀行等の各協力施設に設置

※プラスワン区画：約 1, 7 4 0 区画（令和 7 年 2 月末現在）

5 その他

制度の詳細については、県ホームページをご確認ください。

トップページ > 子ども・女性・医療・福祉 > 地域福祉・その他 > 地域福祉 > ぎふ清流
おもいやり駐車場利用証制度

[URL] <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/21325.html>

